



江東区乳児等通園支援事業所運営事業者募集要領 (令和8年7月～9月開設分)

令和8年4月
江東区

1 趣旨

令和8年度から開始されたこども家庭庁の乳児等通園支援事業に対応するため、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）及び余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）を開設する事業者を募集します。

については児童福祉法第34条の16第2項（以下「法」という。）に基づく認可の取得、及び「江東区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「区条例」という。）」を遵守し、子ども・子育て支援法第54条の2第1項に基づき乳児等通園支援事業所の確認を受けることを前提として、書類審査及び現地確認等を実施のうえ選定します。

※選定と合わせて、乳児等通園支援事業認可申請の手続きを行います。

2 事業内容

(1) 実施場所

本事業を実施する者（以下「実施事業者」という。）が設置する、区内の認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、認証保育所等（以下「保育所等」という。）

(2) 実施内容

実施事業者は、必要に応じて区と協議の上、次に掲げる業務を実施すること

① 利用児童の選定及び利用の調整

利用希望者の募集及び受付を行い、抽選等により利用児童を選定する。利用希望日の重複が生じた場合は、必要に応じて個別に調整する

② 利用児童の受入れ及び支援

法第24条の規定により入所した児童と同様に、利用児童の継続的な受入れを実施する。初回の受入れに際しては、利用児童の保護者（以下「利用者」という。）と事前に面談を行い、制度の意義や利用にあたっての基本的事項の伝達を行うとともに、利用児童の特徴や利用者の意向等を把握する。また、利用児童について、集団における児童の育ちに着眼した支援計画を作成するとともに、日々の受入れの状況を記録する

③ 事業の評価・効果検証に関する協力

次に掲げるものについて検証及び検討を行い、区が必要に応じて行うアンケート調査、ヒアリング等に協力する

(ア)実施事業者が作成した記録に基づく、児童の成長や発達に対する効果

(イ)本事業を利用するきっかけづくり等、利用促進を図るための方策

(ウ)本事業の利用にあたっての優先事項等、利用児童の選定に係る考え方

(エ)本事業の実施にあたって望ましいと考えられる職員配置及び設備基準

(オ)その他、本事業の実施にあたって必要と考えられる事項

(3) 事業開始時期

令和8年7月から9月

3 実施方法

(1) 対象児童

認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等に通園しておらず、かつ区内に在住する0歳6か月から2歳児クラス相当までの児童（認可外保育施設（企業主導型保育事業所を除く。）に通園する児童は対象に含む。）

(2) 受入れ時間

利用児童一人あたり月一定時間（40時間）まで受入れが可能

※最大で1回8時間×週1回×5週

※満3歳以降は30時間

(3) 実施形式

実施事業者は、次の各号に掲げるいずれかの形式により、江東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「区条例」という。）に規定する乳児等通園支援事業を実施すること

※下記②～④について、こどもに関わる職員は、在園児の受入れ体制とは別に、乳児おおむね3人に対して従事者1人、満1歳以上の幼児おおむね6人に対して従事者1人以上を配置。なお、従事者の半分以上が保育士となること。配置する従事者が2人を下回らないことを遵守する必要あり。

① 余裕活用品

区条例第4条に規定する余裕活用品乳児等通園支援事業を実施する。実施に際しては、開始日を事前に設定するとともに、事業実施枠として保育所等の本体事業における利用定員の空きを活用し、利用定員の設定年齢と合致する児童の受入れを行う。

※余裕活用品は認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所で実施が可能。

※認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の乳幼児数を対象として実施が可能。利用定員内での受け入れのため、基本的に各クラスの保育者による受け入れが基本。

② 一般型（専用室独立実施）

区条例第3条に規定する一般型乳児等通園支援事業を実施する。実施に際しては、開始日を事前に設定するとともに、事業実施枠として保育所等の本体事業における保育室とは別に本事業専用室を設け、専任の保育士を配置して受入れを行う。

※基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実態に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。独立施設実施の場合も同様。

③ 一般型（在園児合同型）

区条例第3条に規定する一般型乳児等通園支援事業を実施する。実施に際しては、開始日を事前に設定するとともに、事業実施枠として保育所等の本体事業における利用定員とは別に定員を設け、利用児童の年齢と合致する本体事業の保育室等において在園児童と合同で受入れを行う。

④ 一般型（独立施設実施）

区条例第3条に規定する一般型乳児等通園支援事業を実施する。実施に際しては、開始日を事前に設定するとともに、事業実施枠として保育所等の本体事業における施設とは別に本事業専用施設を設け、専任の保育士を配置して受入れを行う。

(4) 受入れ可能人数

実施事業者は、受入れ可能人数を設定する。

なお、利用可能人数の範囲において利用の申込みがあったときは、原則として当該申込みに係る児童の受入れをすること。ただし、職員の配置及び実施場所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難であり、受入れを辞退するときは、事前に区の了承を得た上で利用の申込みをした

者に具体的な理由を説明すること。

(5) 利用児童の受入れ実施日等

利用児童の受入れ実施日は、江東区保育所の開所日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日までの日を除く日。）を基本とし、実施曜日、実施時間及び休業日は、実施事業者が設定すること

(6) 利用者負担

利用者の利用料は無償とし、徴収は行わないこと。また、キャンセル料の徴収は行わないこと。その他経費については、事前に区と協議すること

(7) 利用パターン

定期利用（利用する曜日・時間・保育所等を固定する）での実施を原則とする

(8) 設備基準及び職員配置基準、その他の事項

区条例に規定するとおり

(9) 留意事項

- ① 実施事業者は、受入れ中に事故が生じた場合、速やかに区に報告しなければならない
- ② 実施事業者は、日々の受入れにあたって要支援家庭（保護者の状況、児童の状況、養育の環境から保護者による養育が困難な状況に陥る可能性がある家庭をいう。以下同じ。）の児童を把握した場合、区に情報提供を行うとともに、当該児童の受入れ及び当該利用者の面談等について、区及び関係機関と連携して対応を行うこと
- ③ 実施事業者は、利用予定日に利用予定児童の利用がない場合、当該児童の状況を確認すること。特に、要支援家庭の児童の場合には区及び関係機関に情報提供し、適切に対応すること
- ④ 実施事業者は、利用児童の家庭に不適切な養育の疑いを確認した場合、区及び関係機関に情報提供し、相談支援を行う等、適切な支援を行うこと
- ⑤ 実施事業者は、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用の対象となる児童に準じ、利用児童の健康状態の把握に努めること
- ⑥ 親子通園については、慣れるまでに時間を要する児童への対応として可能とする。ただし、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意すること
- ⑦ 給食等の提供については、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、適切な実施に留意すること
- ⑧ 本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする
- ⑨ その他、事業の実施にあたっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準ずるとともに、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」等を参考にして実施すること

4 補則

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

5 補助内容

後日制定予定の「江東区乳児等通園支援事業補助金交付要綱（仮称）」にて規定予定。

6 募集要項

(1) 募集日程（令和8年7月開設）

令和8年4月20日（月）	公募要領の公表、応募受付の開始
令和8年5月 8日（金）	直近3年間の決算報告書の提出締め切り （社会福祉法人及び学校法人は除く）
令和8年5月14日（木）	応募受付の締め切り
令和8年5月上旬～中旬	施設を訪問しての現地確認 （※担当職員が必要と判断した場合のみ）
令和8年5月下旬～6月上旬	認可通知送付
令和8年7月	事業開始

(2) 募集日程（令和8年8～9月開設）

令和8年4月20日（月）	公募要領の公表、応募受付の開始
令和8年5月20日（水）	直近3年間の決算報告書の提出締め切り （社会福祉法人及び学校法人は除く）
令和8年5月26日（火）	応募受付の締め切り
令和8年5月中旬以降	施設を訪問しての現地確認 （※担当職員が必要と判断した場合のみ）
令和8年6月中旬以降	認可通知送付
令和8年8～9月	事業開始

7 募集地域

江東区内

8 募集件数

募集件数の上限は設けていません。応募条件を満たす事業者を広く受け入れる方針です。

9 募集要件

- (1) 保育所等における設置者の要件を規定する関係法令等を遵守すること
- (2) 乳児等通園支援事業を規定する関係法令等を遵守すること
- (3) 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと
 - ① 民法上の行為能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本区における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
 - ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人
 - ⑦ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている法人

(4) 区の保育行政を理解し、連携及び協力ができること

10 応募方法

(1) 提出書類

- ① 乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（別記第1号様式）
- ② 申請書類一覧兼チェックリストに記載の提出書類一式

(2) 提出期限

<令和8年7月開設>

令和8年5月8日（金）必着（期限厳守） 直近3年間の決算報告書の提出締め切り
（社会福祉法人及び学校法人は除く）

令和8年5月14日（木）必着（期限厳守） 応募受付の締め切り

<令和8年8～9月開設>

令和8年5月20日（水）必着（期限厳守） 直近3年間の決算報告書の提出締め切り
（社会福祉法人及び学校法人は除く）

令和8年5月26日（火）必着（期限厳守） 応募受付の締め切り

(3) 提出方法

提出書類一式を下記の担当窓口紙媒体一式で提出すること

※ 提出書類一式のとりまとめ方は、別に定める「申請書類一覧兼チェックリスト」を遵守すること。

※ 紙媒体以外の方法による提出は認めないため留意すること。

(4) 留意事項

応募後、応募者の都合により本事業の実施が困難となった場合等、応募の取下げを希望する場合は速やかに区にその旨を連絡すること。

11 選定方法

応募者からの提出書類、実施希望場所の状況、区全体の需要（地域の偏在を含む。）等を考慮のもと、実施事業者としての適否を総合的に審査の上で候補事業者を選定し、全ての応募者に対して結果を通知する。

12 その他

(1) 応募における提出書類の取扱い

- ① 提出書類は返却しない
- ② 提出書類の訂正及び差替えは、区から指示があった場合を除き認めない
- ③ 提出書類は本事業に関する業務以外の目的では使用せず、当該書類を提出した応募者に無断で公表しない。ただし、区に対する情報公開請求があった場合、江東区情報公開条例に基づき必要に応じて公表する
- ④ 提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、本事業に関する業務のために必要と認める場合、区は提出書類の情報を無償で利用できることとする
- ⑤ 提出書類に事実と反する記載を行う等、不正とみなされる行為が確認された場合、実施事業者の選定の全部又は一部を取り消すことがある

(2) 経費負担

- ① 応募にあたり必要な経費は応募者の負担とする
- ② 本事業の実施に関する協議及び打合せ等に要する経費は全て実施事業者の負担とする
- ③ 区に選定されなかった場合等により生じた損害について、区は一切責任を負わない

13 問い合わせ及び応募書類提出先

<幼稚園以外>

江東区こども未来部保育政策課保育政策係

〒 135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

問合せ先：E-mail daretsuu-tan1@city.koto.lg.jp

<幼稚園>

江東区教育委員会事務局学務課幼稚園係

〒 135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28

問合せ先：E-mail 581104@city.koto.lg.jp